

令和 7 年度 小美玉市

保育園・認定こども園 入所のご案内



1. 保育園・認定こども園

保育園とは、保護者が仕事や病気などのため、お子様を日中家庭で保育できないときに、保護者に代わって保育する施設です。**小学校入学の準備のため、集団生活を体験させるため等の理由では入所の対象とはなりません。**

認定こども園とは、幼稚園と保育園の2つの機能を併せもち、教育・保育を一体的に行う施設です。

2. 支給認定

保育園、認定こども園、幼稚園などを利用するときには「支給認定」の手続きが必要となります。支給認定とは、子どもの年齢と保育の必要性により、その区分をあらかじめ認定するもので、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分に分けられます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用時間	利用できる施設
1号認定	満3～5歳児	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3～5歳児	あり	保育標準時間	保育園
			保育短時間	認定こども園（保育園部分）
3号認定	0～2歳児	あり	保育標準時間	保育園
			保育短時間	認定こども園（保育園部分）

保育園・認定こども園(保育園部分)をご希望の場合⇒ 2ページへお進みください
認定こども園(幼稚園部分)をご希望の場合⇒ 6ページ以降をご覧ください

3. 利用時間（保育必要量）

利用時間（お子様を施設に預けられる時間）は、「保育必要量」の区分（標準時間または短時間）によって異なります。保育必要量は、保護者の「保育を必要とする理由」に応じて決定します。

「保育標準時間」…… 1日最長 11 時間の保育（両親のフルタイム就労等を想定）

「保育短時間」…… 1日最長 8 時間の保育（両親またはいずれかがパートタイム就労等を想定）

※「保育標準時間」の保育利用は、1 カ月あたり実働 120 時間程度（週あたり実働 30 時間程度の就労を、「保育短時間」の保育利用は実働 60 時間以上（月 15 日以上及び 1 日 4 時間以上）の就労を下限とします。（利用時間を超える利用希望がある場合は、延長保育料金が発生します。）

<イメージ> ※施設によって時間は異なります。

	7:00		18:00	19:00
保育標準時間	保育時間（11時間）			延長保育
	7:00	8:30	16:30	19:00
保育短時間	延長保育	保育時間（8時間）		延長保育

4. 保育を必要とする理由

2 号認定・3 号認定を受けるためには、以下いずれかの「保育を必要とする理由」の要件に該当していることが必要です。

保護者間で保育を必要とする理由が異なる場合は、利用時間の短い方が適用されます。

例：父親が就労（標準時間）、母親が求職活動（短時間）の場合、「保育短時間」認定となります。

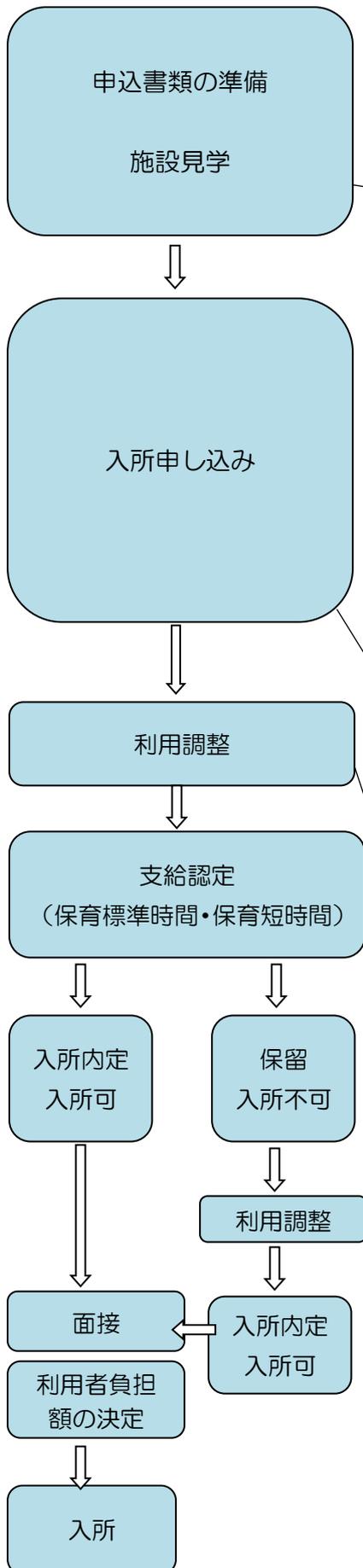
保育を必要とする理由	要件	保育認定期間	利用時間（保育必要量）
①就労 （自営業・農業・内職含む）	月実働120時間以上の就労を常態としている場合	就労期間中	標準時間
	月実働60時間以上～120時間未満の就労を常態としている場合	就労期間中	短時間
②妊娠・出産	出産準備または産後休養を要する場合	産前6週～産後8週	標準時間
③疾病・障がい	保護者が病気である、心身に障がいを有する場合	保護者の療養期間中	申請内容により判断
④介護・看護	長期にわたり親族の介護または看護をしている場合	親族の療養期間中	申請内容により判断
⑤災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧に当たっている場合	災害復旧に要する期間	標準時間
⑥求職活動	ハローワーク等で求職活動を継続的に行っている場合	最大3カ月	短時間
⑦就学	月120時間以上、学校や職業訓練校等に通学している場合	就学期間中	標準時間
	月60時間以上120時間未満、学校や職業訓練校等に通学している場合	就学期間中	短時間
⑧その他	上記に類する状態にあると市が認める場合	必要な期間	申請内容により判断

※育児休業取得中の方は、復職予定日に復職することを前提に入園申込ができます。

就労証明書に記載のある復職日が、入所月翌月以降→入所日の翌月 15 日までに復職してください。

（例）4 月 1 日入所（就労証明書記載の復職日 5 月 20 日）→5 月 15 日までに復職が必要です。

5. 申込から入所までの流れ



●申込について

申込書類は、こども課（玉里支所2階）、福祉事務所美野里支所（本庁1階）、福祉事務所小川支所（小川支所1階）で配布しております。また、小美玉市ホームページからもダウンロードできます。必要な書類については、4ページをご覧ください。

●施設の見学について

保育施設によって、保育方針、設備、雰囲気などに違いがあります。申し込み前にお子様と一緒に希望する園の見学をしてください。見学の際は、必ず各保育施設に直接連絡し、日程調整をした上で見学をしてください。

また、お子様にアレルギーや疾病や障害等があり、特別な配慮が必要な場合は、園がお子様を安全に受け入れるための体制を入所前に整える必要があるため、見学の際に直接園の先生にご相談ください。ご家庭の状況とは異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育施設ではお子様に合わせた配慮が必要となる場合があります。

申込期間・受付場所等、詳しくは4ページをご覧ください。

●利用調整について

入所可能かどうかを保育所ごとに選考を実施します。世帯の状況などを考慮し、保育の必要度の高い児童から優先的に入所することとなります。（下記がその一例）

<世帯状況>

児童の両親不在>ひとり親世帯>保育できる親族がいる

●入所の可・不可にかかわらず、結果を次の時期に郵送で通知します。（他市町村の施設を申込の方は通知の発送が遅れる場合があります。）

4月入所： 本受付分：1月下旬頃

2次受付分：3月上旬頃

5月以降入所：入所希望前月の20日頃 予定

●入所保留の場合

保留通知後も毎月利用調整を行い、入所可能となった場合のみ通知します。

※申請書の有効期限：令和8年3月末（令和8年4月以降は改めて申し込みが必要）

6. 申込の方法 <保育園・認定こども園(保育園部分)が第一希望の方>

<申込受付期間> 土日・祝日を除く ※先着順ではありません

4月入所(本受付)……令和6年10月16日(水)～11月15日(金) 8:30～17:15

4月入所(2次受付)…令和7年1月6日(月)～1月31日(金) 8:30～17:15
2次受付は、本受付後に空きがあった場合のみ

5月以降の入所……入所希望月の前月10日まで(10日が土日・祝日の場合は翌開庁日)

例: 5月1日から入所希望……4月10日締切 ※受付は随時行います。

<書類提出先> ●小美玉市在住で、小美玉市内の教育・保育施設を希望する場合

⇒申込書類を、こども課または福祉事務所美野里支所、福祉事務所小川支所までご提出ください。

●小美玉市在住で、小美玉市外の教育・保育施設を希望する場合

◆市町村によって申込みできる要件が異なります。

例: 希望保育所等の所在する市町村に勤務地がある または 実家がある または 転出予定がある
※要件に該当しない場合、受付ができない、もしくは内定が取消になる場合があります。

⇒入園を希望する施設の所在市町村の保育担当課に、申込締切日・必要書類・申込要件を必ず確認の上、その締切日の10日前までに、小美玉市の申込書類を使用し、小美玉市のこども課または福祉事務所美野里支所、小川支所までご提出ください。ただし、施設の所在市町村から、その市町村指定の申込書類様式を使用するよう指示があった場合は、その様式をお使いください。また、入所希望月の前月末までに転出の手続きをする方は、転出先の市町村へ転出先市町村の申請書様式で申し込みください。

●小美玉市外在住で、小美玉市内の教育・保育施設を希望する場合

⇒入所希望月の前月末までに転入予定の場合、小美玉市へ小美玉市の様式でご提出ください。その際に、転入先の分かる書類(不動産売買契約書等の写し)の提出もお願いします。

⇒入所希望月の前月末までに転入する予定の無い場合、小美玉市の締め切り日にあわせて、お住いの市町村(住民登録がある市町村)の保育担当課へ申込書類を提出してください。申込書類は、お住いの市町村の様式を使用してください。

1 申請のための書類	
<input type="checkbox"/> 支給認定申請書 ……児童1人につき1部 ※個人番号の記入をお願いします。	
<input type="checkbox"/> 保育施設利用申込書 ……児童1人につき1部	
<input type="checkbox"/> 入所に関する確認票 ……世帯につき1部	
<input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類 ……5ページを参照(保護者1人につき1部)	
2 個人番号の分かる書類と身分確認 ※申請の際、窓口で提示してください。	
<input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーカード(または通知カードと身分証明書、もしくは個人番号の記載された住民票の写し等と身分証明書) ※身分証明書……運転免許証等	
3 該当者のみ必要な書類	
小美玉市外にお住いの方(単身赴任・別居等)	<input type="checkbox"/> 市区町村住民税課税(非課税)証明書 ※父母または家計の主宰者分 4～8月入所: 令和6年度(令和5年分)のもの 9～3月入所: 令和7年度(令和6年分)のもの
外国籍の方	<input type="checkbox"/> 在留資格を証明する書類(在留カード等)の写し ※世帯全員分
同一世帯に在宅障がい者(児)がいる方	<input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し
生活保護受給者の方	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証の写し または 生活保護決定(変更)通知書の写し
離婚調停中で別居している方	<input type="checkbox"/> 離婚調停中であることが分かる書類 (調定期日呼出状・事件係属証明書等の写し) ※書類の提出がない場合、ひとり親扱いとならず、調定相手方の保育の必要性を証明する書類が必要となります。
小美玉市へ転入予定の方	<input type="checkbox"/> 転入先住所が分かる書類(賃貸契約書や不動産売買契約書の写し)

保育の必要性を証明する書類

- ・①⑦の最低就労（就学）時間は、月60時間以上（1日4時間以上かつ月15日以上）
- ・利用希望月の1日現在で、満65歳未満の同居（敷地内同居の場合も含む）の祖父母や、生計同一の同居人（未入籍の場合も含む）がいる場合は、その方の書類の提出も必要です。
- ・きょうだい同時に入所希望の場合、父母それぞれ1部のみの提出で構いません。
- ・証明書類は、提出日時点で発行日から3カ月以内のものを提出してください。
- ・①の事由に該当する方で、就労見込みの場合や、利用の基準に満たない場合は、⑥の誓約書の提出も必要です。

保育を必要とする理由		必要な書類
① 就労	A.会社にお勤めの方	就労証明書（就労先に記入を依頼してください）
	B.自営業・農業の方 （ア及びイ）	ア 就労証明書（ご自身で記入をしてください） イ 下記いずれか ・確定申告書（市県民税申告書）の写し ・開業届出書の写し ※自営業の従業員や専従者の親族の方は、事業主に記入を依頼してください。この場合、イは提出不要です。
②妊娠・出産		母子健康手帳の写し （表紙及び分娩予定日のページまたは出生届出済証明のページ）
③疾病・障がい	疾病のある方 （ア及びイ）	ア 申告書 イ 診断書 ※医療機関の様式
	障がいのある方 （ア及びイ）	ア 申告書 イ 障害者手帳、療育手帳等の写し（いずれか）
④介護・看護（ア及びイ）		ア 申告書 イ 診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証の写し（いずれか）
⑤災害復旧		罹災証明書等
⑥求職活動（ア及びイ）		ア 誓約書 イ ハローワーク受付票など求職活動とわかる書類
⑦就学（ア及びイ）		ア 在学証明書、学生証の写し（いずれか） イ 時間割、カリキュラム（いずれか）

留意事項

- ・申込書類に不備がある場合、利用調整時に不利になることや、受付できない場合がありますので、ご注意ください。虚偽の申請があった場合は、認定が取消しになります。
- ・書類の記載事項を訂正する場合は、二重線で訂正してください。（修正テープ等を用いての訂正は、認められません。）
- ・一度提出された書類は返却いたしませんので、ご提出前に必ずご自身でコピーをおとりください。
- ・申込後に、記載事項（住所・連絡先・世帯状況・勤務先 等）の変更があった場合は、こども課までご連絡ください。

申込方法についてご確認いただけましたら、次ページ「8. 保育料」にお進みください。⇒

7. 申込方法 <認定こども園(幼稚園部分)が第一希望の方>

<申込受付期間> 土日・祝日を除く

- 4月入所…令和6年10月16日(水)～ 令和6年11月15日(金) 8:30～17:15
令和7年 1月 6日(月)～ 令和7年 1月31日(金) 8:30～17:15

- 5月以降の入所……入所希望月の前月末まで ※受付は随時行います。

例：令和7年5月1日から入所希望の場合……4月30日締切

<申込の流れ>

希望施設での面接後、施設から入所承諾書(内定を受けたことが分かる書類)の交付を受け、子ども課、福祉事務所美野里支所、福祉事務所小川支所のいずれかへ書類をご提出ください。その後、市役所より支給認定証をお送りします。なお、空き状況については、園にご確認ください。

1 申請のための書類	
<input type="checkbox"/> 支給認定申請書	………児童1人につき1部
<input type="checkbox"/> 入所承諾書等の写し	………児童1人につき1部
2 個人番号の分かる書類と身分確認 ※申請の際、窓口で提示してください。	
<input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーカード(または通知カードと身分証明書、もしくは個人番号の記載された住民票の写し等と身分証明書) ※身分証明書……運転免許証等	
3 該当者のみ必要な書類	
小美玉市外にお住まいの方 (単身赴任・別居等)	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書 ※父母または家計の主宰者の分 4～8月入所：令和6年度(令和5年分)のもの 9～3月入所：令和7年度(令和6年分)のもの
外国籍の方	<input type="checkbox"/> 在留資格を証明する書類(在留カード等)の写し ※世帯全員分

留意事項

- ・申込書類に不備がある場合、受付できないことがありますので、ご注意ください。※書類不備の場合、利用調整時に不利になることや、受付できない場合があります。
- ・虚偽の申請があった場合、認定が取消しになります。
- ・書類の記載事項を訂正する場合は、二重線で訂正してください。(修正テープ等を用いての訂正は、認められません。)
- ・一度提出された書類は返却いたしませんので、ご提出前に必ずご自身でコピーをおとりください。
- ・申込後に、記載事項(住所・連絡先・世帯状況・勤務先等)の変更があった場合は、子ども課までご連絡ください。

8. 保育料

保育料は、月の初日に在園している場合は、月途中で退園してもその月の保育料は全額納入していただくこととなります。また、保育園等へ在園している期間は、保育園等を休んでも保育料を納入していただきますので、ご了承願います。長期にわたり(1カ月以上)休む場合は、前月の末日までに子ども課または各保育園等へご相談ください。

<3歳～5歳児>

令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」により、3歳児から5歳児の保育料は、無償となります。ただし、通園送迎費・給食費・行事費等については、保護者負担となります。

無償となるのは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間のため、年度途中で満3歳になっても、その年度中は保育料が発生します。ただし、1号認定を受け幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合は、満3歳から無償となります。

<0歳～2歳児>

父母（保護者）の所得（市町村民税所得割額）の合計に応じて決定します。詳しくは、別紙1「保育料基準額表」をご覧ください。毎年9月に保育料の変更（見直し）があります。

4月～8月（前期）：令和6年度の市町村民税額に基づく金額

9月～3月（後期）：令和7年度の市町村民税額に基づく金額

※保育所等に入所する、3歳未満の第2子以降の保育料を、市から助成金として支給します。対象者には、毎年12月頃に申請書を送付します。

●納付方法

<私立保育園をご利用の場合>

口座振替により、毎月25日（25日が土日・祝日の場合は翌開庁日）に納付いただきます。引落しができなかった場合、再度の引落しはありませんので、その月は納付書により金融機関等へ直接納付していただくことになります。口座振替の申込については、入所決定時にご案内いたします。

<公立保育所、幼稚園、認定こども園をご利用の場合>

公立保育所の所在市町村、及び各園の納入方法に従いお支払いをお願いします。

●保育料の滞納について

保育所は、保護者の皆様に納めていただく保育料（利用者負担金）と国、県、市の公費によって運営されています。利用者負担金の滞納は、公平性を欠くだけでなく、保育所の健全な運営に支障をきたすこととなります。保育料の滞納がある場合、督促状のほかに、電話や文書による催告等を行います。また法令に基づき、児童手当からの特別徴収の方法による徴収や、給与、不動産、預金等の財産を調査し、差押えをする場合がありますので、必ず期限内に納めてください。

9. 保育施設に入所してから

・入所後、以下いずれかに当てはまる場合は、こども課までご連絡ください。

- ① 居住地などの変更（転出・転居、1カ月以上の出国、帰国、連絡先の変更など）
- ② 家庭内での保育が可能となったとき（退職など）
- ③ 世帯の状況が変わったとき（保護者の婚姻・離婚、家族の死亡など）
- ④ 就労状況が変わったとき（就労先、就労形態の変更、育児休暇の取得など）
- ⑤ 保育料決定後に、申告・修正申告により税額が変更になったとき

10. よくある質問

Q オンラインで申請はできますか？

A. マイナポータルで簡単に申請が可能です。

リンク先は下記QRコードです



Q. 育児休業給付金の延長を目的に保育の申込みはできますか？

A. 育児休業給付金の延長を目的とした、保育の申込みはできません。

Q. 保育施設の見学はできますか？

A. 申込手続き前に希望する園の見学をしてください。保育方針や内容、設備、雰囲気などは、保育施設によって違いがあり、開所時間、延長保育実施の有無など確認することをお願いしております。見学の際は、必ず各保育施設に直接連絡し、日程調整をしてお子様と一緒に見学をしてください。

Q. 保育園は申込をすれば必ず入園できますか？

A. 提出された書類により保育を必要とする状況を確認させていただき、入園条件に該当すれば入園の調整を行います。児童の年齢、家庭状況及び保育施設の空き状況等によって入園の承諾を行いますので、ご希望に添えない場合があります。希望保育園を多くする等、入園できる可能性を高くする方法をご検討ください。市では、保育の必要性の高いお子さんから順次適切な利用調整を行います。

Q. 利用申込書には、必ず希望保育園を第5希望まで記入しなければなりませんか？

A. 必ずしも記入が必要とは限りませんが、希望保育園の記入が多ければ、入園判定の幅が広がりますので、入園できる可能性は上がります。また、希望保育園を1か所に限定しても、それを理由に優先的な取り扱いはいたしません。

Q. きょうだいがすでに在籍している保育園に申込をする場合、優先されますか？

A. すでに保育園に在籍しているきょうだいがいる場合、利便性等ある程度の考慮をした上で利用調整をしますが、必ずしもご希望に添えるとは限りません。

Q. ①利用申込を取下げたい場合、②決定した入所を辞退したい場合、それぞれ必要な手続きはありますか？

A. ①申込を取下げの場合には「保育所取下届」、②辞退する場合には「保育所辞退届」の提出が必要となります。なお、取下・辞退後に再度保育園を希望される場合には、改めて申込書類の提出が必要となります。

Q. ひとり親家庭の保育料はいくらになりますか？

A. ひとり親のみで生活している場合は、父もしくは母のみの市民税所得割額等の状況に基づき算定します。祖父母等の親族と同居している（同一敷地内を含む）ひとり親家庭の場合で、父もしくは母の所得が少なく、祖父母が家計の主宰者となっている場合は、祖父母の市民税を算定基準とすることがあります。

Q. 申請者名と提出者が異なる場合はどうすればいいですか？

A. 申請書に記入のある名前と、窓口にお越しいただいた方が異なる場合は委任状が必要になります。委任状の用意ができない場合は、窓口にお越しいただく方の名前を申請書に記入してください。

【問い合わせ先】

小美玉市福祉部 こども課

<http://www.city.omitama.lg.jp>

〒311-3495

茨城県小美玉市上玉里 1122 番地

TEL 0299-48-1111(内線 3241・3242)

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いいたします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

* パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

● 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



● 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

● 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）

LL060701保01

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※1～3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日の子が1歳に達する日（*）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。
 - a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
 - b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
 - d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
 - e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと
※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。 ※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかつた場合を指します。

* パパ・ママ育児プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について ～2025年4月以後に延長の可能性がある方向けの留意点です～

- 2025年4月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所ができなかっただけでは延長は認められません。速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んでいたことについてハローワークの確認を受けることが必要になります。
- 必要書類は、①**育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書**、②市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの**申込書の写し**、③**市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知**（詳細は裏面）の3点です。
- 市区町村に申し込みを行った日付や入所希望日については、次の要件を満たしている必要があります。

1. **市区町村への保育所等の入所申し込みは、子が1歳に達する日（*）までに行っていること**
2. **入所希望日を、子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日付として入所申し込みを行っていること**

（注）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

- **市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申し込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。**



保育所等の入所申し込みの受付期間（締め切り）は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受け付けのスケジュールを必ずご確認ください。特に、4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多いので、ご注意ください。

- **市区町村に入所可能か問い合わせただけでは支給対象期間の延長の対象とはなりません。申込期限までに入所の申し込みを行うことが必要です。ただし、次の例外があります。**

例外①

子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申し込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②

お住まいの市区町村で、子が1歳に達する日（*）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申し込みの受け付けができないとされた場合は、1歳に達する日（*）の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申し込みを行えば、延長が認められる場合があります。**なお、この例外は1歳6か月に達する日後の延長時には認められません。**

例) 令和7年2月1日生まれの子について、居住する市区町村では令和8年2月及び3月入所の募集がなく、令和8年4月1日を入所希望日として申し込みを行った場合

⇒ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。

- ・募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
- ・入所申込書の写し
- ・市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書又は内定通知書）

※ 年に1回、一定の期間しか申し込みの機会がない場合など、子が1歳に達する日（*）の翌日から2か月後の日までを入所希望日として申し込むことができない場合は、ハローワークにご相談ください。

* パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

市区町村が発行する保育所等が利用できない旨の通知

- 市区町村に保育の利用を申し込んだものの、子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが延長の要件となります。
- 保育が実施されないことの確認は、「市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知」で行います。
- 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか1通を提出してください。
 - 発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている入所保留通知書等
 - 発行年月日上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（子が1歳に達する日（*）の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）

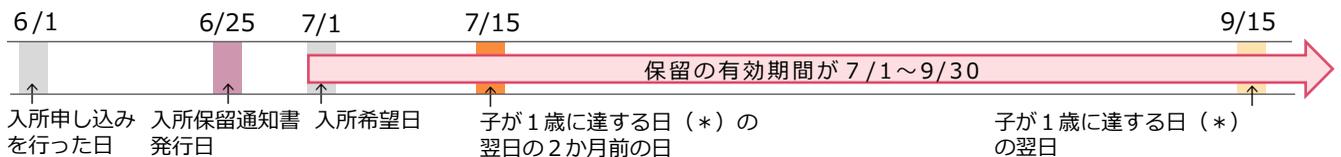
■ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書の例

例①：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日以後に入所保留通知書が発行されている場合



※ この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

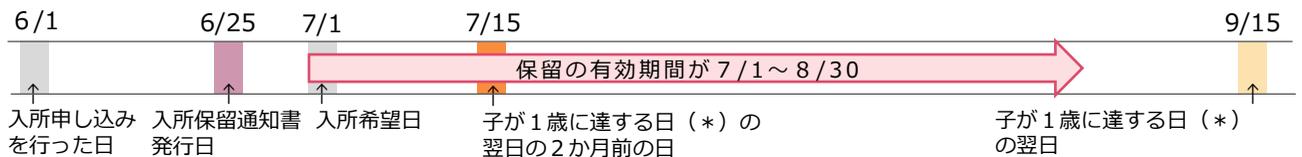
例②：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されているが、保留の有効期間に子が1歳に達する日（*）の翌日が含まれている場合



※ この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。（市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。）

■ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書の例

例③：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が1歳に達する日（*）の翌日が含まれていない場合



※ この場合、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。
⇒延長の要件を満たすためには、8月または9月の入所を申し込み必要があります。

* パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

(注1) 「子が1歳に達する日の翌日」とは「子の1歳の誕生日」のことです。

(注2) 1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）の翌日」を「子が1歳6か月に達する日の翌日」と読み替えてください。